

秩父市農業委員会 令和元年 第7回 定例総会 議事録

1 会 期 令和元年7月22日(月) 午後2時00分から
同 日 午後2時58分まで

2 議 場 秩父市歴史文化伝承館 5階 第1会議室 [秩父市熊木町]

3 出席した委員(12人)

会 長	12番	条 東 男
会長職務代理者	3番	高 橋 信 之
委 員	1番	新 井 初 男
委 員	4番	高 野 忠 財
委 員	5番	富 田 和 雄
委 員	6番	石 橋 総一郎
委 員	7番	新 田 恭 一
委 員	8番	豊 田 恵 男
委 員	9番	加 藤 勝 市
委 員	10番	黒 澤 元 国
委 員	11番	豊 田 辰 夫
委 員	13番	彦久保 利 平

4 欠席した委員(1人)

会長職務代理者 2番 横 田 友

5 議事日程

日程第1	開 会 ・ 開 議
日程第2	議 事 日 程 の 報 告
日程第3	総 会 成 立 の 報 告
日程第4	議 事 録 署 名 委 員 の 指 名
日程第5	諸 報 告
日程第6	審 議 議 案 の 報 告
日程第7	議 案 審 議

議案第29号上程	農地法第3条第2項第5号の別段の面積の見直しについて	(1件)
議案第30号上程	農地法第3条の規定による許可申請について	(1件)
議案第31号上程	農地法第4条の規定による許可申請について	(2件)
議案第17号上程	農地法第5条の規定による許可申請について	(10件)
議案第18号上程	農用地利用集積計画の決定について	(2件)

日程第8 閉 議 ・ 閉 会

6 出席した農地利用最適化推進委員（11人）

第1区域	吉川 稔	浅見 健
第2区域	笠原 広久	
第3区域	田口 俊夫	
第4区域	新井 一郎	
第5区域	番場 誠二	齋藤 武志
第5区域	高岸 義雄	引間 勲
第6区域	長谷川 満	千島 初夫

7 欠席した農地利用最適化推進委員（3人）

第2区域	小林 弘
第4区域	大島 正一
第5区域	引間 勲

8 農業委員会事務局職員

事務局長	齋藤 隆夫	主席主幹	小嶋 祥弘
参 与	高野 明生	主 事	岩田 直樹
主席主幹	新井 幸男	主 幹	新地 広幸
主事補	南 唯		

9 会議の概要

日程第1 開 会 ・ 開 議

議長（条会長） ただいまから、秩父市農業委員会令和元年第7回定例総会を開会いたします。これより、本日の会議を開きます。

日程第2 議事日程の報告

議長（条会長） まず、議事日程につきましては、印刷の上、お手許に配付いたしましたので、ご了承願います。

日程第3 総会成立の報告

議長（条会長） 本日、2番 横田 友委員、第2区 小林 弘推進委員、第4区 大島 正一推進委員、第5区 引間 勲推進委員から欠席の通告がありました。よって、在任する委員定数の過半数を超えており、定足数に達しておりますので、秩父市農業委員会 会議規則 第6条の規定により、総会は成立しております。

日程第4 議事録署名委員の指名

議長（条会長） 次に、議事録署名委員の指名についてですが、議長において指名することに異議はありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（条会長） 異議なしと認めます。よって、議長において指名いたします。

1番 新井 初男 委員 及び 3番 高橋 信之 委員のお二人にお願いいたします。なお、本日の会議書記には、事務局職員の小嶋主席主幹及び岩田主事を指名いたします。

日程第5 諸 報 告

議長（条会長） 次に、諸報告を行います。総会に報告すべき事項のうち、前回総会以降に処理した案件とその結果につきましては、お手許に配布いたしましたので、ご了承願います。事務局長に説明をいたさせます。

斎藤事務局長 諸報告について説明いたします。本日付け、報告文書をご覧ください。1の農地改良等に係る届出の受理についてですが、申請地は久那小学校の東南東約200mの位置にあります。届出事由は、申請地はワイン用ブドウを定植しておりましたが、枯れてしまったため約500本改植する必要があるためでございます。届出内容を審査しましたところ、改良する面積が1,000㎡未満であり、工事期間が1か月以内であるなど、一時転用としての許可を要しない事案に該当し、申請者は、改良した後も耕作を行う旨を誓約しておりますので、会長専決により受理いたしました。

次に2の農地法第5条の規定による許可書の取消願いですが、平成30年1

0月17日付け指令秩農振第5の130号で許可した案件の取消です。

申請地は荒川総合支所の南東約200mの位置にあり、太陽光発電施設を計画しておりましたが、小麦の作付けをしたいとして取消願いを申請いたしました。

このことを会長に報告し専決により受理いたしました。諸報告は以上です

日程第6 審議議案の報告

議長（会長） 次に、本日、審議していただく議案について、事務局長に報告をいたさせます。

齋藤事務局長 議案を報告する前に、議案書の訂正をお願いいたします。

議案書の8ページ、9ページをお開きください。

議案第32号、番号9及び番号12は申請書類不備のため、削除してください。

訂正は以上です。

それでは、令和元年 第7回 定例総会において審議していただきます議案について申し上げます。

議案第29号 農地法第3条第2項第5号別段の面積の見直しについてが1件、

議案第30号 農地法第3条の規定による許可申請についてが1件、

議案第31号 農地法第4条の規定による許可申請についてが2件、

議案第32号 農地法第5条の規定による許可申請についてが10件、

議案第33号 農用地利用集積計画の決定についてが2件、

以上でございます。よろしく申し上げます。

議長（会長） ただいま、報告をいたしました議案につきましては、お手許に配付しておりますので、ご了承願います。

日程第7 議案審議

議案第29号上程 農地法第3条第2項第5号の別段の面積の見直しについて
(1件)

議長（会長） 次に、議案第29号 農地法第3条第2項第5号の別段の面積の見直しについてを議題といたします。事務局に議案の説明をいたさせます。

小嶋主席主幹 議案第29号農地法第3条第2項第5号の別段の面積の見直しについて、説明をいたします。

議案書の1ページをご覧ください。

農地を耕作目的で 売買、贈与、貸借等により、その権利を設定し、又は移転

する場合、農地法第3条の許可条件を全て満たす必要があります。

その条件の一つに、申請地を含め、耕作する農地の合計面積が、下限面積以上であることという、面積要件があります。

この下限面積要件は、経営面積があまりに小さいと生産性が低く、農業経営が効率的かつ安定的に継続して行われなことが想定されるため、許可後に経営する農地面積が一定以上にならないと許可できないとしております。

なお、この下限面積は、地域の平均的な経営規模などからみて、地域の実情に合わない場合には、農業委員会で別段の面積を定めることができることとなっており、1の農地法施行規則第17条第1項による区域を設定しております。

また、秩父市農業委員会としては、この規定により、平成30年1月22日に開催した全員協議会において、一定の条件を満たす場合は、農地法施行規則第17条第2項の規定に基づき、区域を筆ごとに設定し、その面積を最小で1アールにまで引き下げる取扱いを適用することに決定されました。

議案書の2ページをご覧ください。

本議案を上程いたしますのは、2農地法施行規則第17条第2項による区域として、以下の筆を設定するものです。

番号1について説明します。

土地の所在につきましては案内図の1ページをご覧ください。

申出地は、黒谷字前沢(まえざわ)・1筆・557平方メートルで、高篠小学校の北約1400メートル付近にあります。

農地所有者は高齢となり、農作業ができなくなったとのことで、将来的に遊休農地になってしまう恐れがあるため、意欲ある新規就農者への譲渡を希望し、申し出をされました。

議決いただいた後はその旨を公示し、市のホームページにおいて周知いたします。

その後同地にて新規就農をしようとする者は、農地法第3条第1項の規定による許可を受けなければなりません。

現地を確認したところ、きれいに保全管理されておりました。

議長(糸会長) 事務局の説明が終わりました。続きまして担当委員及び担当農地利用最適化推進委員の意見を伺います。

3番(高橋委員) 議案第29号 番号1について意見を申し上げます。事務局と田口推進委員と現地を確認してまいりましたが、申出者は高齢で今後管理することが難しいということで、別段の面積の設定で農地を守っていけるなら良

いことだと思しますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。

3区（田口推進委員） 現地確認いたしました、放っておくとすぐ荒れてしまうので、誰か耕作してくれる人がいれば良いと思います。ご審議をよろしく申し上げます。

議長（糸会長） ありがとうございます。以上が、担当委員及び担当推進委員の意見でした。これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。

議長（糸会長） 質疑又は意見はありませんか。

（「質疑なし」と言う人あり）

議長（糸会長） 質疑等なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。これより採決をいたします。議案第29号について賛成をする諸君の挙手を求めます。

（挙手をする人あり）

議長（糸会長） 全員が賛成であります。よって、本案は、申出のとおり、可決することに決しました。

議案第30号上程 農地法第3条の規定による許可申請について（1件）

議長（糸会長） 次に、議案第30号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局に議案の説明をいたさせます。

南主事補 議案第30号番号1について説明します。

譲受人、譲渡人、土地の所在、契約の内容等は議案書記載の通りです。

申請地は荒川白久字天女平他 畑3筆・田2筆 計3,656㎡です。

譲受人と譲渡人とは親子関係にあり、申請地5筆の内1筆は昭和22年に相続、他4筆は売買により取得しております。

案内図2ページ、3ページをご覧ください。申請地は譲受人の自宅より近いところは300m、遠いところは8km付近にあります。

申請事由ですが、譲渡人から当申請地を贈与にて権利取得し農業経営の拡大を図りたいとして申請されました。

現在、譲受人は、秩父市荒川地内で3,737㎡の農地を耕作しており、これに今回の申請地5筆を加えた合計農地面積は、7,393㎡となります。したがって、荒川地区における下限面積要件10アールは満たされております。

また、保有する農機具につきましては、耕うん機1台、軽トラック1台で、農作業の経験は25年以上に及びます。

譲受人は会社勤務ですが、休日等を利用して父とともに農作業を行っており、今後も引き続き耕作を行っていききたいとのことです。

申請地取得後は、梅、柿、花梨を作付、和泉町の農地につきましては引き続き採草地として利用する計画になっています。

議長（糸会長） 事務局の説明が終わりました。続きまして担当委員及び担当農地利用最適化推進委員の意見を伺います。

11番（豊田委員） 議案第30号 番号1について意見を申し上げます。申請地を5か所ほど回ってきましたが、生前贈与ということであり問題ないと思われませんが、引き続き農業を引き継いでいきたいとのことです。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

6区（長谷川推進委員） 番号1について意見を申し上げます。申請地は保全管理状態でしたが、今後柿や梅を植えるとのことです。和泉町の方は採草地と云うことですが今後余裕が出来たら耕作するのではないかと。問題はないと思います。

議長（糸会長） ありがとうございます。以上が、担当委員及び担当推進委員の意見でした。これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。

3区（小久保推進委員） 和泉町のところは、採草地ということですが、牛とか飼っているのでしょうか。

11番（豊田委員） 牛は飼っていないので、誰かに牧草をくれるようです。また、余裕が出てきたら何か耕作したいようです。

議長（糸会長） 他に質疑又は意見はありませんか。

（「質疑なし」と言う人あり）

議長（糸会長） 質疑等なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。これより採決をいたします。議案第30号について賛成をする諸君の挙手を求めます。

（挙手をする人あり）

議長（糸会長） 全員が賛成であります。よって、本案は、申請のとおり許可することに決しました。

議案第31号上程 農地法第4条の規定による許可申請について （2件）

議長（糸会長） 次に、議案第31号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局に議案の説明をいたさせます。

岩田主事 私からは番号1について説明します。

申請人、土地の所在等は、議案書記載のとおりです。

申請地は、金室町 田 1筆 畑 1筆 計 2筆 2184㎡のうち1138㎡で平成3年に相続により取得した土地です。

土地の所在につきまして、案内図の4ページをご覧ください。申請地は、西小学校の南西に約220m離れた場所にあり、立地の基準につきましても市街化の著しい地域であるため、第3種農地と判断しました。

転用目的は太陽光発電施設用地です。

申請事由ですが、譲渡人は現在高齢であり、農地を管理していくが難しいことから、ここに太陽光発電施設を建設し、土地の有効利用を図りたいとして申請されました。

計画では太陽光パネル288枚とその他必要な機器等を設置する予定になっており、経済産業省から再生可能エネルギー発電事業計画の認定についての通知、東京電力からは電力需給契約の申込書がそれぞれ添付されています。

資金調達計画も整っています。隣接農地所有者からは転用することに差し支えない旨の誓約書が添付されており、転用により周囲の営農状況に支障が生じることはないものと考えます。

また、今回の申請にあたりましては、土地全体の境界が未確定であるため、分筆登記が難しいとのことから、部分転用による申請となっています。

現地を確認しましたところ、不耕作地となっております。

高野参与 次に、番号2について説明します。

申請者、施設の概要等は、議案書記載のとおりです。

案内図の5ページをご覧ください。

申請地は、下影森 字 丙下原 畑 1筆 472平方メートルで、秩父二中の西350メートル付近に位置し、立地の基準につきましては市街化に介在する農地として、第3種農地と判断いたしました。

転用目的は、墓地の拡張用地です。

申請事由ですが、申請人は宗教法人として、多くの墓地を管理しておりますが、社会変遷に伴う墓地に対する考え方が変化してきた時代に対応すべく、合葬墓や樹木葬用地を準備拡張しておくことが今後のお寺のあり方と考えて申請されました。

事業計画では、隣接する4筆、3,313平方メートルと一体利用により、合葬墓地の新設と、樹木葬墓地の拡張を予定しております。

資金計画等も整い、秩父市から墓地の区域変更の許可も得ておりますので、計画上問題は無いと思われまます。

また、隣接地は申請人のみであり、周辺への営農に影響は無いと考えられます。現地を確認しましたところ、保全管理の農地でした。

議長（糸会長） 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員の意見を伺います。

9番（加藤委員） 議案第31号 番号1について意見を申し上げます。概要につきましては、先程、事務局が説明をしたとおりです。近所の複数の人の話では申請人は高齢で体調も崩しており農業を続けるのは無理だろうとのこと。また、後継者もいないので、総合的に判断して止むを得ないと判断しました。

ただし、西側に住宅が点在しており、太陽光が西陽に当たったときの反射光が気になりますが、申請書には問題が起きた場合、申請者において対処するとの記述もあり当委員会の関知するところではないと思いますが、皆様のご審議をよろしくお願いします。

5番（富田委員） 番号2について意見を申し上げます。概要につきましては、事務局が説明をしたとおりです。申請地は墓地の拡張用地ですが、案内図を見てもらうと一体利用地と併せて合葬墓、樹木葬墓地として整備するとのことで、農地部分は耕作には適さない形状であり、止むを得ないと判断しました。皆様のご審議をよろしくお願いします。

議長（糸会長） ありがとうございます。以上が、担当委員の意見でした。これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。

議長（糸会長） 質疑又は意見はありませんか。

（「質疑なし」と言う人あり）

議長（糸会長） 質疑等なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。これより採決をいたします。議案第31号について、賛成をする諸君の挙手を求めます。

（挙手をする人あり）

議長（糸会長） 全員が賛成であります。よって、本案は、申請のとおり、許可を相当とすることに決しました。

議案第32号上程 農地法第5条の規定による許可申請について （10件）

議長（糸会長） 次に、議案第32号 農地法第5条の規定による許可申請につい

てを議題といたします。事務局に議案の説明をいたさせます。

岩田主事 番号1から番号4の案件について説明をいたします。

はじめに、番号1についてですが、譲受人、譲渡人、土地の所在、契約内容等は、議案書記載のとおりです。

申請地は、日野田町 二丁目 畑 1筆 76㎡で平成27年に相続により取得した土地です。

土地の所在につきまして、案内図の6ページをご覧ください。申請地は、南小学校から南西に約560m離れた場所にあり、立地の基準につきましては市街化の著しい地域であるため、第3種農地と判断しました。

転用目的は分譲住宅用地の拡張です。

申請事由ですが、申請地は現在は不耕作地であると同時に、市街地中心部に近く、住宅地として適した場所にあります。そこでこのたび、不動産業をおこなう譲受人が当申請地を譲り受け、ここを分譲住宅用地として使用したいとして申請されました。

当申請地は先月の第6回総会にて、分譲住宅用地を目的に、同じ譲受人、譲渡人より農地転用の申請があった土地に隣接する土地で、許可後はこの隣地と一体利用するかたちで、分譲住宅用地2区画分として使用する計画になっています。

なお、一体利用後の面積は305㎡となります。

資金調達計画も整っており、隣接に耕作農地はありません。

現地を確認しましたところ、不耕作地となっております。

続きまして、番号2についてですが、

譲受人、譲渡人、土地の所在、契約内容等は、議案書記載のとおりです。

申請地は、桜木町 畑 1筆 77㎡で、平成6年に相続により取得した土地です。

土地の所在につきまして、案内図の7ページをご覧ください。申請地は、秩父郵便局の西に約200m離れた場所にあり、立地の基準につきましても市街化の著しい地域であるため、第3種農地と判断しました。

転用目的は自己用住宅用地の拡張です。

申請事由ですが、譲受人は譲渡人の母で、申請地は譲受人居住の宅地に隣接しており、平成25年頃より、一般野菜の他に、徐々に植木や花などが植えられて庭としての利用が多くなったことから、現在は住宅敷地の一部となってしまっています。農地に復旧することも難しく、引き続き現状のまま使用していきたいとして、このたび、始末書添付のうえ申請に至りました。

資金調達計画はなく、隣接に耕作農地もありません。なお、一体利用する隣接宅地とを併せた合計敷地面積は334.60㎡となります。

現地を確認しましたところ、申請通り、住宅敷地として利用されておりました。続きまして、番号3 についてですが、

譲受人、譲渡人、土地の所在、契約内容等は、議案書記載のとおりです。

申請地は、金室町 田 1筆 595㎡のうち384㎡ で、平成4年の相続、平成15年の持分全部移転により取得した土地です。

土地の所在につきまして、案内図の 4ページをご覧ください。申請地は、西小学校の西に約200m離れた場所にあり、立地の基準につきましては市街化の著しい地域であるため、第3種農地と判断しました。

転用目的は自己用住宅用地です。

申請事由ですが、譲受人は現在、アパートで生活しておりますが、将来的なことを考えて、譲渡人である母の近くに自己用住宅を建築して移り住み、生活の安定を図りたいとして申請されました。

申請地へは譲渡人が居住する宅地上を通行して進入する計画になっています。また、申請地の一部、宅地に隣接する部分は平成6年頃より既に庭用地となっており、このことについて、現状、農地に復旧することは難しいため、引き続き現況のままで使用していきたいとして、始末書は添付されています。

資金調達計画も整っています。また、隣接農地所有者からは転用することに差し支えない旨の誓約書が添付されており、転用により周囲の営農状況に支障が生じることはないものと考えます。

また、今回の申請にあたりましては、土地全体の境界が未確定であるため、分筆登記が難しいとのことから、部分転用による申請となっています。

現地を確認しましたところ、不耕作地となっております。

続きまして、番号4 についてですが、

譲受人、譲渡人、土地の所在、契約内容等は、議案書記載のとおりです。

申請地は太田 字 山ノ根 畑 1筆 766㎡で、平成3年相続ののち、令和元年持分放棄により取得した土地です。

案内図の 8ページをご覧ください。申請地は、大田小学校の東側に約400m離れた場所にあり、立地の基準につきましては中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の地域として第2種農地と判断しました。

転用目的は太陽光発電施設用地です。

申請事由ですが、譲渡人は現在高齢で、遠方に居住しているために耕作が難し

いことから、太陽光発電事業をおこなう譲受人がここを譲り受けて、太陽光発電施設を建設し、土地の有効利用を図りたいとして申請されました。

計画では太陽光パネル256枚とその他必要な機器等を設置する予定になっており、経済産業省から再生可能エネルギー発電事業計画の認定についての通知、東京電力からは電力需給契約の申込書がそれぞれ添付されています。

資金調達計画も整っています。また、隣接の農地所有者からは転用に差し支えない旨の同意書も添付されており、転用により周囲の営農状況に支障が生じることはないものと考えます。

現地を確認しましたところ、保全管理状態となっております。

高野参与 私からは、番号5、番号6について説明いたします。

はじめに、番号5ですが、譲受人、譲渡人、施設の概要、契約の内容等は、議案書記載のとおりです。

案内図の9ページをご覧ください。

申請地は、下影森 字 丙下原 畑 5筆 400平方メートルで、秩父二中の南西200メートル付近に位置し、平成1年相続により取得した土地です。

立地の基準につきましては、市街化に介在する農地として第3種農地と判断いたしました。

転用目的は、自己用住宅及び駐車場用地です。

申請事由ですが、譲受人は現在、市内において妻の両親と同居をしていますが、子どもの成長に伴い何かと手狭となってきたことから、自己用住宅を新築したいとのことで申請されたものです。

設計図、資金計画等も整っておりますので、計画上問題はないと思われれます。

また、隣接農地所有者の承諾及び私道の使用承諾も得られておりますので、周辺への影響は無いと考えられます。

現地を確認しましたところ、不耕作地でした。

次に、番号6について説明いたします。

譲受人、譲渡人、施設の概要、契約の内容等は、議案書記載のとおりです。

案内図の10ページをご覧ください。

申請地は、下影森 字 甲勘定 畑 1筆 796平方メートルで、影森郵便局の北東に隣接し、平成11年相続により取得した土地です。

立地の基準につきましては、市街化に介在する農地として、第3種農地と判断いたしました。

転用目的は、事務所及び資材置場用地です。

申請事由ですが、譲受人は現在、荒川地内において、建築施工と建築事務所を営んでおりますが、事務所及び資材置場が自己用住宅と兼ねているため、何かと手狭な状況にあります。

また、借地でもあることから事業拡大を踏まえ、新たに事務所及び資材置場用地を探していたところ、申請地を譲り受けることとなり申請されたものです。

事業計画、資金計画等も整っておりますので、計画上問題はないと思われま

す。また、隣接農地所有者の承諾も得られておりますので、周辺への営農に影響は無いと考えられます。

現地を確認しましたところ、保全管理の農地でした。

小嶋主席主幹 それでは、番号7についてご説明いたします。

譲受人、譲渡人、申請地、契約内容等については、議案書記載のとおりです。

申請地は、栃谷字栃谷入（とちやいり）・田・1筆・26平方メートルで、昭和57年に贈与により取得した土地です。

案内図11ページをご覧ください。

申請地は、高篠小学校の北東約1,600メートル付近にあり、立地の基準としましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。

申請事由ですが、住宅用地拡張です。

譲受人は申請地の隣接地に居住しており、申請地については昭和51年から、譲受人の母が譲渡人の祖父より、住宅敷地の延長として、駐車場、物置の設置場所に借用していました。

この度、地権者からこの土地を譲り受けるにあたり、農地転用の許可を受けていないことが判明したため、始末書添付のうえ申請されたものです。

土地の購入にあたり、資金調達計画も整っており、また隣接に農地はありませんでした。

現地を確認しましたところ、駐車敷地には碎石がまかれ、物置が設置され、隣接する宅地と一体使用されておりました。

つづきまして、番号8について説明をいたします。

譲受人、譲渡人、申請地、契約内容等については、議案書記載のとおりです。

申請地は、栃谷字桑原沢（くわはらさわ）・畑・2筆・811.09平方メートルで、平成23年に相続により取得した土地です。

案内図12ページをご覧ください。

申請地は、高篠小学校の東約800メートル付近にあり、立地の基準としましては、

中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。

申請事由ですが児童福祉施設用地です。

譲受人は、現在、市内で障がい者支援施設等を運営しており、このたび児童発達支援、放課後デイサービス事業を同一施設で行う多機能型障害児通所事業施設を申請地に建設運営し、児童期を通して適切な支援を行うため建設を計画し、転用することについて申請したものです。

隣接地には、譲受人が運営する放課後等デイサービス事業所等をはじめとする関係施設があり、申請地に建設することで、互いに連絡を取り円滑な運営が行え、緊急事態の発生時は連携して対応ができるとのことです。また、秩父市からも譲受人は創設の意見を受けており、地元町会に説明も行い、地域住民の理解も得られているとのことです。

また、申請地に隣接する農地を所有する者から転用することに対する承諾を得ておりますので、当該施設を設置することで問題が発生することはないものと思われれます。

申請地を確認しましたところ、休耕地となっておりますが、草刈り等の保全管理がされておりました。

齋藤事務局長 番号10について説明をいたします。

譲受人、譲渡人、土地の所在、契約の内容等は、議案書記載のとおりです。

申請地は、寺尾字押廻し 畑 1筆 1,127平方メートルで、平成13年に相続により取得した土地です。

案内図の14ページをご覧ください。申請地は、尾田蒔公民館の北東約900メートル付近にあります。

立地の基準につきましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。

譲受人は、平成8年に成立した法人で、太陽光発電事業の管理、機器の製造、販売に関する業務を目的の一つとしております。

申請事由ですが、申請地を借り受けて、太陽光発電施設として転用するものです。

譲渡人は耕作も出来ず維持管理も大変であり、今後においても耕作する予定はなく、申請地を管理していくことも難しくなっていることから、申請地を有効活用すべく検討した結果、太陽光発電施設を設置したいとして申請されました。事業計画では、太陽光パネル288枚とその他の必要な機器等を設置することに

なっております。

資金調達計画も整っており、経済産業省から発電設備について認定を得ており、東京電力株式会社から電力需給契約申し込みについて承諾を得ております。

隣接農地所有者からの承諾書も添付されており、周辺農地への影響は特にないと思われまます。

現地を確認したところ、保全管理状態でした。

南主事補 番号 11 について説明をいたします。

譲受人、譲渡人、土地の所在、権利の種類等は、議案書記載のとおりです。

申請地は、荒川上田野字田ノ端 畑 1 筆 1028 m²で、平成 26 年に相続で取得した土地です。

案内図の 15 ページをご覧ください。

申請地は、花見の里より北東 350 メートル付近にあります。

立地の基準につきましては、中山間地に存在する農業公共物資の対象となっていない小農地の集団として、第 2 種農地と判断いたしました。

譲受人は、平成 8 年に成立した法人で、発電事業、売電事業、太陽光発電所開発に関する業務を目的の一つとしております。

申請事由ですが、目的は申請地を借り受けて、太陽光発電設備として転用するものです。

譲渡人における体力的な事情などにより、申請地を管理することが難しい状況にあるため、申請地を有効活用すべく検討した結果、太陽光発電施設を設置したいとして申請されました。

事業計画では、太陽光パネル 288 枚とその他の必要な機器等を設置することになっております。

資金調達計画も整っています。また、経済産業省から発電設備について認定を得ており、東京電力株式会社から電力需給契約申し込みについて承諾を得ております。

隣接の農地所有者からも転用に差し支えない旨の承諾書が添付されており、周辺の営農に被害が生じることはないものと思われまます。

現地を確認したところ、保全管理されておりました。

議長（糸会長） 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員の意見を伺います。なお、番号 7 及び番号 8 については事務局の説明のみとなります。

3 番（高橋委員） 番号 1 について意見を申し上げます。概要につきましては、

先程、事務局が説明をしたとおりです。先月の5条申請の分譲用地の隣接地で拡張用地ですが、市街化が進んでおり第3種農地でもあり、止む得ないと判断しました。皆さんのご審議をよろしくお願いします。

9番（加藤委員） 番号2の案件について意見を申し上げます。概要につきましては、先程、事務局が説明をしたとおりです。周辺の宅地化の状況、3種農地であり、元にも戻せない状況を鑑み止むを得ないと判断してまいりました。

次に番号3ですが、母親の面倒を見るためUターンして帰ってくるとのことで、3種農地等近隣の状況からしてやむを得ないと判断しました。よろしくご審議の程お願いします。

6番（石橋委員） 番号4の案件について意見を申し上げます。概要につきましては、先程、事務局が説明をしたとおりです。譲渡人は遠方に住んでおり高齢です。申請地は水はけが悪いところでいい農地ではありません。止むを得ないと考えます。皆さんの判断をお願いします。

5番（富田委員） 番号5について意見を申し上げます。概要につきましては、先程、事務局が説明をしたとおりです。自己用住宅であり周辺農地にも影響はなく、周辺は住宅化が進んでいる第3種農地であることから、止むを得ないと判断しました。

番号6ですが、事業拡大のための資材置き場用地ということですが、市道にも面しており第3種農地であり、止むを得ないと判断しました。皆さんのご審議をよろしくお願いします。

8番（豊田委員） 番号10の案件について意見を申し上げます。事務局の説明のとおりで、隣接地も太陽光発電施設で譲渡人も高齢で後継者も会社勤めで耕作できないとのこと。止むを得ないと判断します。ご審議のほどお願いします。

11番（豊田委員） 番号11について申し上げます。概要は事務局の説明したとおりです。隣接農地所有者の承諾書もあり、特別問題ないと判断してきました。止むを得ないものと思います。よろしくご審議お願いします。

議長（糸会長） ありがとうございます。以上が、担当委員の意見でした。これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。

議長（糸会長） 質疑又は意見はありませんか。

（「無し」という人あり）

議長（糸会長） 質疑等なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。こ

れより採決をいたします。議案第32号について、賛成をする諸君の挙手を求めます。

(挙手をする人あり)

議長(衆会長) 全員賛成であります。よって、本案は、申請のとおり、許可を相当とすることに決しました。

議案第33号上程 農用地利用集積計画の決定について (2件)

議長(衆会長) 次に、議案第33号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局に議案の説明をいたさせます。

小嶋主席主幹 それでは番号1について説明をいたします。

本案につきましては、基盤強化法第18条第1項の規定により秩父市が農用地利用集積計画を定めるにあたり、令和元年7月10日付けで、秩父市長からの依頼により、当委員会の決定が求められているものです。

それでは計画の内容を申し上げます。

本案は、農地中間管理事業により、農地を所有する者から農地を貸したい旨の申し出を受けて、埼玉県が農地中間管理機構に指定しております、公益社団法人埼玉県農林公社が利用権の設定を受けるものです。

借受人、貸付人、貸付地等については、議案書記載のとおりです。

案内図の17ページをご覧ください。

貸付地は、秩父鉄道黒谷駅の南南西約200メートル、和銅大橋と秩父鉄道線路敷きとの中間付近にあり、黒谷字覗キ(のぞき)、畑・1筆・251平方メートルです。

利用権を設定する期間は、令和元年11月1日から令和11年10月31日の10年間です。

なお、本案につきまして決定をしていただいた後には、同公社が農地を貸し付けることとなりますので、借受けを希望する者を募集し、その結果により、農用地利用配分計画を決定することとなります。

現地を確認すると、保全管理の状態でした。

新井主席主幹 番号2について説明いたします。

本案は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により秩父市が農用地利用集積計画を定めるにあたり、いずれも令和元年7月10日付けで、秩父市長からの依頼により、当委員会の決定が求められているものです。

それでは、計画の内容を申し上げます。

本案は、農地中間管理事業により、農地を所有する者から農地を貸したい旨の申し出を受けて、埼玉県が農地中間管理機構に指定しております、公益社団法人埼玉県農林公社が利用権の設定を受けるものです。

なお、貸付けに係る土地について、借受人、貸付人、土地の所在等は議案書記載のとおりです。

案内図の18ページをご覧ください。貸付地は、釜の上農園村交差点から東南東に460mおよび610mに位置しており、下吉田 字 兎田（うさぎだ）畑4筆 計3922㎡となります。

利用権を設定する期間は、令和元年11月1日から10年間です。

なお、本件につきまして決定をいただいた後には、同公社が農地を貸し付けることとなりますので、借受けを希望する者を募集し、その結果により、農用地利用配分計画を決定することとなります。

現地を確認すると、保全管理の状態でした。

議長（糸会長） 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員及び担当農地利用最適化推進委員の意見を伺います。

3番（高橋委員） 議案第33号 番号1について意見を申し上げます。先日事務局と田口推進委員と3人で確認してきました。貸付人は高齢で耕作できないため、公社が借りて農地として守っていただければありがたいと思います。よろしくご審議のほどお願いします。

3区（田口推進委員） 番号1について意見を申し上げます。現地は面積的には狭い土地ですが耕作されていない状況で、有効活用ができるので非常に良いことであると思います。よろしくご審議のほどお願いします。

4番（高野委員） 番号2について意見を申し上げます。先日事務局と齋藤推進委員と3人で確認してきました。現地は耕地整理をしたところで周辺はエゴマ栽培をしております。だれか担い手が見つかれば大変良いことであると思います。よろしくご審議のほどお願いします。

5区（齋藤推進委員） 番号2について意見を申し上げます。現地はほ場整備された土地で、有効活用ができれば非常に良いことであると思います。よろしくご審議のほどお願いします。

議長（糸会長） ありがとうございます。以上が、担当委員及び担当推進委員の意見でした。これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。

議長（糸会長） 質疑又は意見はありますか。

(「無し」という人あり)

議長(糸会長) 質疑等なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第33号について市長からの申出のとおり、決定することに賛成をする諸君の挙手を求めます。

(挙手をする人あり)

議長(糸会長) 全員が賛成であります。よって、本案は、そのように決しました。

日程第8 閉 議 ・ 閉 会

議長(糸会長) 以上で、本日の議事は、すべて終了いたしました。これをもちまして、秩父市農業委員会 令和元年第7回定例総会を閉会いたします。